



TMC情報

Vol. 137

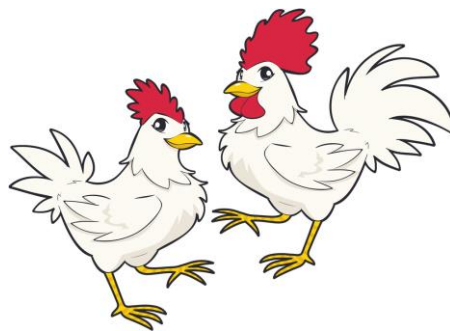
平成29年1月号

発行所：株式会社TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC／TMC行政書士事務所／宇都宮法務行政書士事務所／TMC労働保険組合／TMC司法書士事務所
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1丁目10番地6 | URL: <http://www.tmc-jinji.com/>
TEL 0287-67-3023 FAX 0287-67-3024 | MAIL: info@tmc-jinji.com

新年のご挨拶

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

本年も人事労務管理を中心に有益な情報提供や提案を行って参りますので、変わらぬご愛顧をよろしくお願い申し上げます。



雇用保険 65歳以上も加入

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。

区 分	資格取得届の提出
①平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合	要
②平成28年12月末までに雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合	要
③「高年齢継続被保険者」を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合	不要

※満64歳以上の雇用保険料免除措置は平成32年4月1日で廃止の予定。

育児・介護休業法の改正

平成29年1月1日、育児・介護休業法が改正されました。

育児・介護休業規程の改訂についてご相談ください。

育児・介護関係の助成金を申請する際にも、法改正への対応が支給要件となります。

配偶者控除 150万円に拡大

自民・公明与党が、税制改正大綱を決定しました。

所得税の配偶者控除の年収要件が平成30年から変更になる予定です。

(現在) 103万円以下 → (平成30年1月から) 150万円以下

同一労働同一賃金ガイドライン案

政府は、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を作成しました。

正社員と非正規社員の間に待遇差がある場合、それが不合理であるか否かを示したもので、これを基に今後の法改正が議論されていく予定です。

《概要》

「無期雇用フルタイム労働者」と「有期雇用労働者・パートタイム労働者」の待遇は次の考え方を基本とする。(抜粋)

区 分	基本的な考え方
基本給	<p>【職業経験・能力に応じて支給する場合】</p> <p>職業経験・能力が同一の場合 → 同一の支給</p> <p>職業経験・能力に違いがある場合 → 違いに応じた支給</p> <p>※「業績・成果に応じて支給する場合」「勤続年数に応じて支給する場合」「職業能力向上に応じて行う昇給」も同様の考え方</p>
賞 与	<p>同一の貢献である場合 → 同一の支給</p> <p>貢献に一定の違いがある場合 → 違いに応じた支給</p>
役職手当	<p>同一の役職・責任である場合 → 同一の支給</p> <p>※短時間労働の役職者について、時間比例で役職手当を支給する方法は可</p>
特殊作業手当	<p>同一の危険度や作業環境 → 同一の支給</p>
皆勤手当	<p>同一の支給</p> <p>※通勤手当、出張旅費、食事手当、単身赴任手当、地域手当も同様</p>
慶弔休暇	<p>同一の付与</p> <p>※健康診断に伴う勤務免除・有給保障も同様</p>
病気休職	<p>同一の業務内容である場合 → 同一の付与</p> <p>※雇用契約期間の残存期間のみ休職を認める扱いは可</p>
教育訓練	<p>同一の職務内容である場合 → 同一の実施</p> <p>職務内容・責任に違いがある場合 → 違いに応じた実施</p>
安全管理に関する措置・給付	<p>同一の業務環境に置かれている場合 → 同一の支給</p>
派遣労働者	<p>派遣先労働者と職務内容等が同一</p> <p>→ 同一の賃金、福利厚生、教育訓練</p> <p>派遣先労働者と職務内容等に違いがある場合</p> <p>→ 違いに応じた賃金の支給、福利厚生、教育訓練</p>